

横浜市行政不服審査会答申  
(第147号)

令和6年10月8日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和4年1月から同年11月までの間に就労収入を得ていたにもかかわらず、横浜市南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に対し、当該就労収入を収入として申告せずに生活保護を受給していたことから、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき生活保護費用等徴収金決定処分（令和6年1月4日付け南生支第▲号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

令和4年1月28日に●を発症し、認知機能の低下その他後遺障害が残存したため、記憶が曖昧になることがあり、収入申告を失念したものであるから、「不実の申請その他不正な手段」には該当しない。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 法第78条第1項に定める「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を構成することはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれ、保護の実施機関の課税調査等により、被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したときがこれに該当する。
- (2) 審査請求人は、令和4年1月24日に「令和3年12月末にて勤務を終了しております」との異動届を処分庁に提出しているが、令和4年1月17日及び同月18日に就労しており、●を発症する以前から虚偽の申告を行っていた。
- (3) また、審査請求人は、令和4年4月から同年11月まで、処分庁が実施する就労支援に継続的に応じ、求職活動を行っている姿勢を示し、処分庁に無収入の「収入申告書」及び「求職状況報告書」を提出していた。
- (4) かかる審査請求人に態度に鑑みれば、審査請求人が就労収入を収入申告

しなかったのは、●による記憶障害の影響ではなく、不正の意図をもって届出の義務を怠り、事実を隠していたと考えられることから、「不実の申請」に該当する。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令等の規定

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

イ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

ウ 届出に用いる収入申告書（生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第2条第2項第1号の収入申告書（第3号様式）をいう。以下同じ。）の表面には「私の〇年〇月から〇年〇月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。」と記載されている。

また、収入の種類として「1 働いて得た収入」という項目がある。

裏面には、記入上の注意として「1 この申告書は、保護を受けようとする者の全ての収入について記入してください。」との記載があり、参考として法第61条及び第85条の条文も記載されている。

エ 「生活保護のしおり」（9頁）には、「届出と申告」に、「あらゆる収入について、すみやかに申告してください。」と記載されている。

オ 不正受給にならないためのハンドブックには、「届出をするのはこんなとき」として「あなたや世帯内の家族の資産・収入は、すべて届出の対象

となります」と記載されており、4つの分類があげられ、「①働きによる収入があったとき」「②働きによらない収入があったとき」「③資産があるとき」「④世帯の状況に変化があるとき・あったとき」とされている。

カ 法第78条第1項には、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

キ 「生活保護行政を適正に運営するための手引」（平成18年3月30日社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）のIV-4(1)において、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると規定されており、また、手引のIV-4(2)ウにおいて、「法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である」として、「(イ)保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」が列挙されている。

ク 別冊問答集問13-1では、「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」にて、「法第78条によることが妥当な場合」として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d)課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」が掲げられている。

## (2) 認定した事実

ア 審査請求人は、令和3年12月15日、処分庁に対し、生活保護申請書の保護を申請する理由の欄に「令和3年12月末を持ち、自己破産申立て及び契約打ち切りの現場の為に警備員の職を失う為。警備員は、資格制限にて自己破産申立ては復権しない限り、就けない為に早期の再就職が難し

く、他業種も年齢の為に早期の再就職が厳しい為」と記載して生活保護の申請を行った。

イ 処分庁は、令和3年12月24日、同月15日を開始日として審査請求人の保護開始を決定した。

ウ 処分庁は、令和4年1月24日、審査請求人に対し、「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を交付して、生活保護制度の概要及び届出の義務について説明をした。また、審査請求人は、同日、処分庁に対し、異動事由の欄に「A及びBは令和3年12月末にて勤務を終了しております。」と記載した異動届を提出した。

エ 処分庁は、令和4年3月1日、審査請求人から審査請求人が作成した「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」と題する書面（法に基づく権利義務等について、担当者より説明を受け、了解した旨の記載がある）を受領した。

オ 審査請求人は、令和3年12月から令和4年10月までの間、●（以下「A社」という。）及び●（以下「B社」という。）に勤務（A社における勤務日数は14日、B社における勤務日数は113日）して、令和4年1月分から同年11月分までの収入として総額1,327,155円（うち550,000円はB社から前渡金として支給）を得たが、同年3月1日から同年11月10日までの間に処分庁に対して行った収入申告では、その間の収入について無収入である旨の申告をした。

カ 審査請求人は、令和4年11月14日、処分庁に対し、A社について令和4年11月4日を勤務開始日とした就労状況の申告をした。

キ 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年12月8日、同年11月に単発でA社とは別の会社で働いた旨を連絡し、その後の同4年12月13日、B社について平成28年10月を勤務開始日とする就労状況の申告をした。

ク 審査請求人は、令和4年12月1日から令和5年7月31日までの間に、処分庁に対し、令和4年12月分から令和5年7月分までの収入について、収入申告書及び給与明細書を提出して収入申告をした。

ケ 処分庁は、令和5年7月3日、課税台帳突合調査を実施し、審査請求人が生活保護受給期間中に得た収入額について、課税申告額と処分庁への収入申告額に相違があることを確認した。

コ 処分庁は、令和5年7月4日、審査請求人から、収入申告書（令和4年

1月分から同年10月分まで)及びA社の給与明細書(令和4年1月分から同年4月分まで及び同年7月分)並びにB社の給与明細書(令和4年1月分及び同年2月分並びに同年4月分から同年11月分まで)を受領し、これらの期間の収入の総額が1,327,155円であること及び必要経費の総額が170,868円であることを確認した。

サ 処分庁は、令和6年1月4日、法第78条第1項に基づき本件処分を行った。

### (3) 爭点に対する判断

ア 法第78条1項に定める「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれ、保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したときは、「不実の申請その他不正な手段」に該当するというべきである(手引IV-4(1)及び(2)並びに別冊問答集問13-1)。

イ これを本件についてみると、審査請求人は、令和4年1月分から同年11月分までの収入について、A社及びB社で就労して総額1,327,155円の収入を得ていたにもかかわらず、これを無収入と申告していたものであり、処分庁の課税台帳突合調査によって、審査請求人の収入申告内容が虚偽であることが判明したものであるから、審査請求人が、積極的に虚偽の事実を申し立てたものとして「不実の申請その他不正な手段」に該当することは明らかである。

ウ この点、審査請求人は、令和4年1月28日に●を発症し、認知機能の低下その他後遺障害が残存したため、記憶が曖昧になることがあり、収入申告を失念したと主張する。しかし、①審査請求人は、令和4年1月17日及び同月18日にB社にて勤務していたにもかかわらず、令和4年1月24日にB社を令和3年12月末で退職した旨の異動届を提出していて、●を発症する前から処分庁に対して虚偽の説明をしていたと認められること及び②審査請求人が令和4年1月から10月までの間、A社及びB社で相当の日数勤務していたこと、審査請求人の得ていた給与額及び審査請求人がB社から給与の前渡しを受けていたこと等の事実に照らすと、審査請求人がA社及びB社での勤務について記憶が曖昧になっていたとの説明が不合理であることは明らかである。したがって、審査請求人の主張

には理由がない。

エ その他本件処分を違法又は不当として取り消すべき事情も見当たらぬ。

(4) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年4月5日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年4月23日	・弁明書等の受理
令和6年5月7日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年5月26日	・反論書の受理
令和6年5月30日	・反論書等の送付
令和6年8月29日	・審理手続の終結
令和6年9月3日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年9月10日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年10月8日	・調査審議